

## 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

### 1. 放課後児童健全育成事業の現在の実施箇所

名称	運営主体	定員	利用小学校区
月夜野わんぱくクラブ	運営委員会（指定管理）	65人	桃野・古馬牧・月夜野北
新治学童クラブ	町	30人	新治小学校
わかくりキッズクラブ	学校法人	40人	水上小学校

### 2. 設備運営に関する基準省令による主な影響

放課後児童健全育成事業の設備運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第62号)が公布された。この省令の基準を適用した場合、放課後児童健全育成事業の制度が、下記を含み一部変更となる。

また、この省令に基づき、本町でも基準条例を制定することとなっている。

項目	施行後	省令
定員	保護者は労働等により昼間家庭にいない小学生(1~6年生)を対象に、定員を設定する	第14条(運営規定)、第9条(設備の基準)第1項及び第2項
面積要件	上記対象児童につき1人あたり1.65㎡を確保しなければならない	
常勤的指導員の資格要件	従事する者の名称「放課後児童支援員」となり、支援ごとに2人以上が要件。(うち、一人を除き、補助員で可) 放課後児童支援員は、①資格要件を満たしていること、かつ、②必須研修を修了すること	第10条(職員)第2項及び第3項
一の支援の単位の児童数	一の単位を構成する児童数(児童の集団の規模)はおおむね40人以下とする	第4項
運営規程	重要事項を含み、運営規程を設けなければならない	第14条(運営規程)
開所日	1年につき250日以上を原則とする※	第18条(開所時間及び日数)

※施行予定日(平成27年4月1日時点)で現に運営している事業所に対しては、一定の経過措置を設けることなどを検討中。